

# 建設工事等に係る入札・契約制度の改善について

平成28年5月30日  
千葉県 県土整備部 建設・不動産課  
電話 043-223-3299  
技術管理課  
電話 043-223-3111

本県では、公正で透明性・競争性の高い入札・契約手続きを確立するため、今回、ダンピング対策、技術者の効率的な配置の観点から制度の見直しを行い、次の2点について平成28年6月1日から実施することとしました。

## I 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直し

### 1 建設工事等

本県では、建設工事等において、ダンピング競争を防止し、公共工事等の品質確保を図るため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を導入しています。

今回、県が準拠している中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（公契連モデル）の算定式が見直されたことに伴い、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の改正を行います。

#### (1) 低入札価格調査基準価格について（技術管理課）

<変更内容>

(現行)		(変更後)
次に掲げる額の合計額		次に掲げる額の合計額
・直接工事費の 95%の額	→	・直接工事費の 95%の額
・共通仮設費の 90%の額		・共通仮設費の 90%の額
・ <u>現場管理費の 80%の額</u>		・ <u>現場管理費の 90%の額</u>
・一般管理費等の 55%の額		・一般管理費等の 55%の額

※予定価格の70%から90%の範囲内で、上記に掲げる額の合計額とする。

#### (2) 最低制限価格について（建設・不動産課）

低入札価格調査基準価格の算定式に準拠して、最低制限価格の算定式を同様に変更します。

## 2. 建設工事等に係る業務委託

### (1) 低入札価格調査基準価格について（技術管理課）

国の見直しに準拠して、業務委託についても低入札価格調査基準価格の算定式を変更します。

#### <変更内容>

業種の区分 (現行)	低入札価格調査基準価格の算定式 予定価格の60%から80%の範囲内で、次の①から④までに掲げる額の合計とする。ただし、地質調査業務については、3分の2から85%の範囲内とする。			
	①	②	③	④
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の 90%の額	一般管理費等の 30%の額
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の 60%の額	諸経費の 60%の額
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の 40%の額	—
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の90%額	解析等調査業務費の 75%の額	諸経費の 40%の額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の 90%の額	一般管理費等の 30%の額

業種の区分 (変更後)	低入札価格調査基準価格の算定式 予定価格の60%から80%の範囲内で、次の①から④までに掲げる額の合計とする。ただし、地質調査業務については、3分の2から85%の範囲内とする。			
	①	②	③	④
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の 90%の額	一般管理費等の 45%の額
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の 60%の額	諸経費の 60%の額
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の 45%の額	—
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の90%額	解析等調査業務費の 80%の額	諸経費の 45%の額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の 90%の額	一般管理費等の 45%の額

### (2) 最低制限価格について（建設・不動産課）

低入札価格調査基準価格の算定式に準拠して、最低制限価格の算定式を同様に變更します。

## Ⅱ 現場代理人の常駐義務緩和の拡大

本県では、現場代理人の配置について、一定の条件を満たす場合には、現場代理人が複数の工事を兼任できるよう常駐義務の緩和を図っておりますが、建設業法上の技術者配置に係る金額要件の見直し<sup>\*</sup>を踏まえ、さらなる技術者の効率的な配置を図るため、これを拡大します。

<変更内容>

現場代理人の常駐義務緩和の条件

	(現 行)	(変 更 後)
適用金額	2,500万円未満の工事	<u>3,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）</u> 未満の工事
工事場所	原則として同一土木事務所管内	同左
工事件数	500万円未満の工事を除き3件まで	同左
その他	500万円未満の工事は、原則として常駐を要しない取扱いとする。	同左

※建設業法施行令の改正（平成28年6月1日施行）

工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金額の下限について、建築一式工事以外にあつては、2,500万円から3,500万円に、建築一式工事については、5,000万円から7,000万円にそれぞれ引き上げられる。